

4月1日(日)

高山ふれあいパークがオープン!!

道の駅「中山盆地」の「高山ふれあいパーク」が4月1日(日)にオープン!

展望あずまや



北駐車場

普通車49台、大型2台
二輪車5台



大型児童遊具

長さ18mのすべり台を
始めとした4種類のすべり台。
隣にはターザンロープも!

健康遊具

バリアフリー遊歩道 総延長 550m

南駐車場

普通車15台

イメージ図



幼児遊具

小さな幼児も遊べる遊具
木陰で休めるスペースがあります。

～4月29日(日・祝)オープン記念イベント開催～

★当日、道の駅「中山盆地」駐車場は利用できない場所があります。

イベント内容

- ◆ 開催時間 午前10時～午後3時
- ◆ 先着500名様に、まんじゅう等の無料配布があります。
- ◆ 上州たかやま いぶき太鼓 演奏
- ◆ 茨城県立大洗高等学校
マーチングバンド全国大会:金賞18回
マーチングバンド「Blue Hawks」演奏
(各地で年間約100回の演奏会を実施しているバンドです)
- ◆ その他のイベントも予定しています

車で来場の際は臨時駐車場へ

- ・高山村役場
- ・JAあがつま高山支店
- ・いぶき会館
- ・東広場

★午前9時30分～午後4時の間
無料送迎車を運行します。

《問い合わせ》

役場地域振興課

☎0279-63-2111

本を寄贈していただきありがとうございました

梅沢の林肇様から小中学校に「君たちはどう生きるか」という本を合計50冊寄贈していただきました。子どもたちの心の成長に役立てたいと思います。
林様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、大切に使用させていただきます。



高山村住宅リフォーム補助金事業の利用について

高山村では、住宅のリフォーム補助金事業を行っています。これは、村民の皆様がご自宅の修繕や補修等を行う場合に、その経費の一部を補助するものです。

平成30年度より補助金の上限を現行の40万円から50万円と致します。なお、補助率については従来通り、工事金額(税込み)の20%です。

申請には以下の制限等があります。

- (1) 高山村に住所を有する者であること
 - (2) 世帯全員が村税及び使用料等を完納していること
 - (3) 村内の施工業者によりリフォーム工事を行うこと
- ※ 補助金事業を利用される村民の方は、必ず工事を行う前に役場建設課までお問い合わせをお願いします。

なお、本事業の詳細については、高山村のホームページでもご覧頂けます。

《お問い合わせ先》 役場建設課 ☎63-2111

高校生の保護者の皆様へ ～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校・特別支援学校高等部などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

- **対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
- **期 間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします。)
- **金 額** 月額 5,000円
- **申請手続** 高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請してください。
- **申請期限** 4月27日(金)まで

《お問い合わせ先》

教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

平成30年度 村税等の納期について

平成30年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中で口座振替の申込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡してください。

平成30年度村税等納期一覧表

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税	税務会計課				1期		2期		3期			4期		
固定資産税	税務会計課			1期		2期			3期			4期		
軽自動車税	税務会計課	全期												
国民健康保険税	税務会計課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
上下水道使用料	建設課		3・4月分			5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
村営住宅使用料	建設課		毎月											
学校給食費	教育課		毎月											
納期限(振替日)			平成30年 5月1日	平成30年 5月31日	平成30年 7月2日	平成30年 7月31日	平成30年 8月31日	平成30年 10月1日	平成30年 10月31日	平成30年 11月30日	平成30年 12月25日	平成31年 1月31日	平成31年 2月28日	平成31年 4月1日

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※ 不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[代表電話 ☎63-2111]

平成30年4月より介護保険料が変更になります

日頃より、村民の皆様には介護保険事業につきましてご理解とご協力いただきありがとうございます。このたび、3年に1度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料額が変更となります。

介護保険制度は老後の安心を社会全体で支える仕組みとなっております。現在日本では高齢化が急速に進んでおり、7年後には3人に1人が65歳以上の方となる時代を迎えようとしています。

高山村においても高齢化が進んでおり、寝たきりや認知症など介護を必要とする方が増加しています。そのような理由を踏まえ、今後の介護保険事業について分析やニーズの把握等を行い、必要な介護保険料を算出した結果となっております。

今回変更した保険料につきましては平成30年度から3年間の適用となっております。

今後とも介護保険事業につきましてご理解とご協力よろしくお願いいたします。

※基準額(月額) 5,800円

※年額について、保険料率×12カ月の計算後、100円未満を繰り上げた金額となっております。

所得段階区分		対象者		保険料率	年額 (2018~2020)
	世帯	本人			
第1段階			・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.45	31,400
第2段階	非課税世帯	本人非課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下の方		
第3段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	52,200
第4段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が120万円超の方	基準額×0.75	52,200
第5段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.9	62,700
第6段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超の方	基準額×1.0	69,600
第7段階			合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	83,600
第8段階			合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	90,500
第9段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	104,400
			合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	118,400

◎第1号保険料額について

第1号保険料は、所得等に応じて9段階に設定される仕組みになっていますので、被保険者毎に保険料額が異なります。

◎保険料の納付方法

①第1号保険料の納付については、特別徴収(年金から天引き)か普通徴収(口座振替・窓口納付)の方法に分けられます。

②毎年4月1日時点で老齢年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。

◎現在、住民税、介護保険料等の納付を窓口納付されている方につきましては、便利な口座振替をおすすめいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場住民課福祉係 ☎63-2111(内線62)

平成30年度・平成31年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。平成30・31年度の保険料率は、平成30年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会(平成30年2月13日開催)において議決され、次のとおり決定しました。

●保険料率

均等割額	43,600円
所得割額	8.60%
賦課限度額<改正>	<u>62万円</u>

●軽減内容

1. 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減該当条件
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の各種所得が0円」のとき (ただし、公的年金控除額は80万円として計算します。)
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下のとき
5割軽減<改正>	「基礎控除(33万円)+ <u>27万5千円</u> ×世帯の被保険者数」以下のとき
2割軽減<改正>	「基礎控除(33万円)+ <u>50万円</u> ×世帯の被保険者数」以下のとき

2. 所得割額の軽減

制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から特例軽減制度が見直され、平成29年度をもって廃止となりました。

3. 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療の資格を得た日の前日に、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人の保険料は均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

※均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。

《お問い合わせ先》 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171
高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線63)

障害者就業・生活支援センター吾妻が設置されました

身近な地域において、就業面(働きたい、自分にあった仕事は何か、職場での悩み相談等)と生活面(お金のこと、健康のこと、余暇のこと等)の一体的な支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。対象者となる方は、就職を希望する方や在職中の方です。(障がい種別は問いません。)

●設置主体 社会福祉法人オリチンの村

●名称 障害者就業・生活支援センター吾妻

●住所 〒377-0425 群馬県吾妻郡中之条町西中之条
240-3 サポートセンターちゃあじ内

●電話番号 0279-26-2120

●相談受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

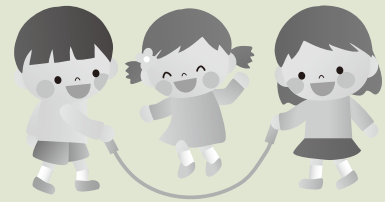
◎児童手当

①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・児童手当用所得証明書(必要に応じ)
- ・手当振込先の通帳(請求者名義)



●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。

◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

①支給対象者

- (1)出産時において本村に住民登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
- (2)新生児を出産して養育をする父母

②出産祝金の額

- (1)第1子 200,000円 (2)第2子 300,000円 (3)第3子以降は500,000円



◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

◎保育所運営事業

保育に欠ける幼児を保育するため、保育所を設置・運営します。

階層区分		保育料(月額)円			
		3号認定(3歳未満児)		2号認定(3歳以上児)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	5,000	5,000	2,500	2,500
第3	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	8,000	7,900	4,000
第4		48,600円以上97,000円未満	12,000	11,800	6,000
第5		97,000円以上169,000円未満	19,000	18,700	9,500
第6		169,000円以上301,000円未満	26,000	25,600	13,000
第7		301,000円以上397,000円未満	33,000	32,500	16,500
第8	397,000円以上	40,000	39,400	20,000	19,400

1 この表における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいう。

(2)3歳以上児 特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達している支給認定子どもをいう。

(3)保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。

(4)保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。

2 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額の額とする。

4 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

5 保育短時間認定者が保育時間を延長する場合の保育料は、保育料表において区分される階層区分の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額とする。

6 一時預かり保育利用の場合は、階層区分にかかわらず3歳未満児日額500円、3歳以上児(1号認定(幼稚園利用児童)を含む)日額300円・月額6,000円とする。なお、一時預かり保育利用3歳以上児(1号認定(幼稚園利用児童)を含む)の月額利用料に対しては、高山村保育料軽減に関する特例規則(平成27年規則第1号)に示す軽減措置を適用する。

※ 詳しくは、保育所(☎63-2812)・保健みらい課(☎63-1311)までお問い合わせください。

◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。(対象児童は、1年生～6年生までです。)利用料は無料ですが、おやつ代は保護者の負担となります。

◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。

※ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。(1食100円)

また、今年度からは、新たに保育所内において子育て支援センターを開設します。子育てについて、親が学び子どもとの絆を深めることを目的とし、月曜日から金曜日まで、相談員を配置し、子育ての悩み・子どもの発育等の相談に対応いたします。保育所の様子も見学できますので、仕事への復帰をお考えの方も気軽にご利用ください。

お母さん同士の交流は「なごみ」・子育ての心配事相談は「保育所」と、用途に合った使い分けをしていただき、2カ所になった、「子育て支援センター」を、子育て支援アイテムの一つとして活用していただければ幸いです。

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や高校3年生までの者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

●高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎63-1311

●高山村保育所・児童館 ☎63-2812 ●児童相談所 ☎0570-064-000

社会福祉協議会 ホームページ開設!

高山村社会福祉協議会では、4月からホームページを開設いたしました。事業案内や活動報告などを掲載していきますのでご覧になってください。アドレスは<http://www.takayama-shakyo.jp/>になります。

《お問い合わせ先》

高山村社会福祉協議会
☎63-2075

～子育て支援センターを開設します～

村では、子育て支援の更なる充実を図ることを目的として、保健福祉センター1階保育所内に、『子育て支援センター』を平成30年4月より開設します。

子育てについて親が学び、子どもとの絆を深めていただくため、月曜日から金曜日まで、相談員を配置し、子育ての悩み、子どもの発育等の相談に対応します。保育所の様子も見学できますので、仕事復帰をお考えの方も気軽にご利用ください。

なお、現在ご利用いただいております交流施設『なごみ』での子育て支援センターも継続して運営いたしますので、お母さん同士の交流は『なごみ』・心配事相談等は『保育所』と、用途にあったご利用をしていただき、2カ所になった、【子育て支援センター】を、身近な子育て支援アイテムとして活用していただければ幸いです。

《お問い合わせ先》

保健みらい課(保健福祉センター内) ☎0279-63-1311
保育所 ☎0279-63-2812

人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

《お問い合わせ》 役場住民課 ☎63-2111

太陽光発電設備の設置には村の許可が必要です

平成30年4月1日以降に高山村内の土地で、太陽光発電設備の設置をする時には、高山村開発事業等の適正化に関する条例に基づき、村による許可が必要となります。

- 対象の設備** 土地に自立した太陽光発電設備(発電出力が10キロワット以上)(一般住宅の屋根に設置する太陽光発電設備は届出不要です。)
- 詳細については、高山村ホームページをご覧ください。
- お問い合わせ及び申請先** 地域振興課 ☎63-2111

住宅用太陽光発電システム設置補助金について

村では、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を図るため、太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム設置経費の一部補助を行っています。

- 対象者** 本村に住所を有する方又は住所を有する見込みのある方。世帯全員が村税等を滞納していない方(1世帯につき1回となります)
 - 補助金額** 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に1キロワット当たり7万円を乗じて得た金額又は20万円のいずれか少ない額を補助します。
 - 申請方法** 役場 地域振興課に発電システムの仕様書・発電システム設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は 契約書の写し・設置箇所の位置図・印鑑を持参してください。
- ※工事を始める前に、役場 地域振興課へ申請してください。

- お問い合わせ先** 地域振興課 地域振興係 ☎63-2111

住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。
住民票や戸籍等の証明書の申請時は、「通知カード」は必要ありません。

証明書の種類	窓口に来る人	印鑑	本人確認書類	委任状
住民票	本人	○	○	×
	同一世帯員※1			○
	別世帯の代理人			○
戸籍の謄本等	本人	○	○	×
	配偶者・直系血族※2			○
	配偶者・直系血族以外の代理人			○
印鑑登録証明書	本人又は代理人 (印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	×	○	×

※1 同一世帯員・・・世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族・・・本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

●本人確認書類

請求者等	本人確認書類		
1点で足りるもの(国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入りの身分証明書)	運転免許証 旅券 個人番号カード(マイナンバーカード) 住基カード(写真有) 在留カード 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書		
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点		
	①	写真のない書類	・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 ・共済年金若しくは恩給の証書 ・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し) ・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
	②	写真入り書類	・学生証 ・法人が発行した身分証明書 ・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書

●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。(「委任状」の様式は問いません。住民課窓口にも置いてあります)

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課窓口にお問い合わせください。

第8区消火栓・AED操作訓練

緊急時の意識を高めてもらおうと、第8区(若月出区長)は2月25日に基幹集落センターと西広場で消火栓と自動体外式除細動器(AED)の操作訓練を開き、屋内ゲートボール場を利用している高齢者の方を含めた住民の方々が参加し緊急時の対処法を学びました。

3分団の田村分団長と荒木班長を中心とした地元団員が消火栓の操作方法、吾妻広域消防本部東部消防署中之条分署職員の方がAEDの扱い方の説明をそれぞれ担当しました。

消火栓の訓練では、参加者がホースの取り出し方や消火栓への取り付け方を教わり、実際に放水作業を体験しました。AED訓練は、人形を使い、倒れている人の症状確認、周囲への声掛けや通報などの手順を訓練用AEDの音声ガイドの説明に従い行いました。

消火栓は水道水を使用しています。急いで閉めると水道管に圧力がかかり管が破裂することがありますので、極力ゆっくり閉めてください。

また、長時間放水すると配水池の水位が低下し生活水に影響が出ることがあります。

空気が乾燥している季節です。火を取り扱う際には消火を確認するまで側を離れずに注意して、火災を出さないように気を付けましょう。



高山村民運動会アンケート結果について

村民運動会の今後のありかたを検討するためのアンケートにつきましては、年末年始のお忙しい中、ご協力をいただきありがとうございました。

アンケート結果につきましては、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

なお、この結果をもとに「第2回高山村民運動会検討会議」を開催し、様々なご意見をいただいた結果、平成30年度の村民運動会については、新年度の役員により改めて日程、競技種目の内容や方法等を十分に検討し、各分館の役員や選手の負担を軽減しつつ、より多くの村民が楽しく参加できる運動会にしていくこととなりました。

教育委員会事務局といたしましては、今回のアンケート結果や皆様からいただいた貴重なご意見を参考に、今後も村民の生涯スポーツの振興に努めていきますのでよろしくお願いいたします。

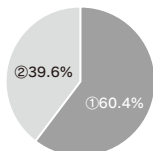
高山村民運動会アンケート調査結果

1. アンケート回収率

配布世帯 1181世帯

項目	数	割合
①回収アンケート	713	60.4%
②未回収アンケート	468	39.6%

アンケート回収率



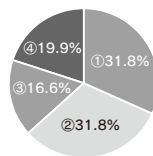
3. 「運営方法を検討して継続する。」を選んだ場合

開催日について、もっとも良いと思うものに○をつけてください

平成30年度の場合

開催日	回答数	割合
①10月6日(土)	48	31.8%
②10月7日(日)	48	31.8%
③10月8日(月・祝)	25	16.6%
④その他	30	19.9%

開催日について

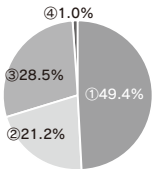


※その他の内訳：無回答(19)、10/14(6)、6月中、9/30、10/6・7、10/13、冬(各1)

2. 村民運動会の開催について、次の①～④の中でもっともあてはまるものに○をつけてください

項目	数	割合
①現状のまま継続する	352	49.4%
②運営方法等を検討して継続する	151	21.2%
③開催しない	203	28.5%
④回答なし	7	1.0%

村民運動会の開催について

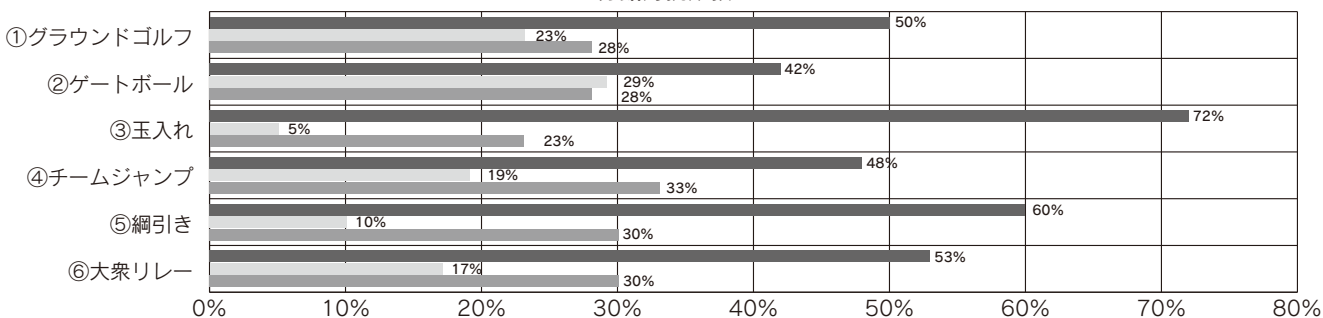


本年度実施した分館対抗競技で続けたほうがよいと思う種目には○、やめたほうがよいと思う種目には×をつけてください

分館対抗競技	○	割合	×	割合	回答なし	割合
①グラウンドゴルフ	75	50%	34	23%	42	28%
②ゲートボール	64	42%	44	29%	43	28%
③玉入れ	108	72%	8	5%	35	23%
④チームジャンプ	72	48%	29	19%	50	33%
⑤綱引き	91	60%	15	10%	45	30%
⑥大衆リレー	80	53%	25	17%	46	30%

分館対抗競技

■ 継続する ■ やめる ■ 回答なし



山火事防止について

陽気が暖くなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなるかと思えます。

林野火災の出火原因としては、たばこや火の不始末など人的要因によることが多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

万一、火災を発見した場合は、局番なしの119番へ電話するとたかさき消防共同指令センターにつながりますので、何が燃えているか・発生している場所・自分の名前・電話番号等の連絡先を伝えてください。ただし、たかさき消防共同指令センターでは、複数の市町村からの119番通報を受付けていますので、住所を告げる場合には、吾妻郡からお伝えください。

十二ヶ岳力タクリ 登山参加者募集

うらかな春の陽気の下、
美しいカタクリの群生地を
観察に十二ヶ岳へ行きませ
んか？ガイドボランティア
が皆様をご案内します！

●開催日 平成30年4月28
日(土)

●場所 十二ヶ岳(群馬県高
山村十二ヶ岳登山道沿い)

●集合 午前8時30分
道の駅中山盆地(受付開
始)午前9時出発

●持ち物 登山の服装、飲
み物、昼食

●参加費 無料

●募集人数 先着30名(定
員になり次第締切ります)

※保険は各自加入してくだ
さい。

※一部登山道がある為、体力に
合わせてご参加ください。

●お問い合わせ

高山村ガイドボランティア
事務局(たかやま観光ナビ
えだまめ 野口 ☎027
9・25・7690

(不在の場合、留守番電話に
ご用件・お名前・お電話番
号をお伝えください。3営
業日以内に担当より折り返
しご連絡させていただきます。

納税等

★印が4月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者 使用料	上下水道
4月			★					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●		
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●		
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●		
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●		
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費



人口と世帯数 (3月1日現在)

人口 3,651人 (－ 6)
男 1,811人 (－ 3)
女 1,840人 (－ 3)
世帯数 1,360世帯 (0)
※()内は、前月との比較



(平成30年2月15日から
平成30年3月14日までの
高山村役場届出)



みんなの広場

たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

浅春の陽ざしのなかで

2018・3月

父母の齢はどうに越えてなを

妻とのお茶に今朝も安らぐ

青春の思い出はるか遠ざかり

老年の危機日々直面す

櫓のりに夢中な子供と親もいて

共有林につづく坂道

寒いから中へいかかと障子開け

居間にわんさと冬陽の客を

遠目には岩壁荒き嵩山の

懐に入り落城をしのぶ

いつしかに亡き母の齢越えにけり

わが残り火を大事に生きむ

雪が降り村のはずれのお地藏さん

赤い帽子に高く降り積む

待つことの長き月日に比べれば

楽しい再会かくも短し

雪降るな道路凍るな通院の

不安を老犬に悟られており

たどたどと亡父との別れ幼な児が

伝える言葉に涙あふれる

三千年の沈黙破りし本白根きりりと

晴れてかがやく魔女は

裏山の今日も一羽のジョウビタキ

私も独りここまでおいで

車窓より通り過ぎ行く街の灯よ

セピア色した思い出連れて

風光る榛名妙義に雲はなし

南の果てに富士も見ゆるか

相馬昭典

小林良教

後藤豊和

小高美成

高橋浪志

中野泰枝

平形美祢子

後藤節子

大津初司

木村朝次郎

岩永幸子

湯本末吉

佐藤重夫